

川崎市告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

令和8年3月6日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 医科（診療所）の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所
川-21157	令和8年1月15日	熊谷医院 川崎区小田5-28-15
川-21668	令和8年1月31日	川崎グランハートクリニック 川崎区渡田向町15-2
川-21074	令和7年12月29日	わたたに医院 中原区下沼部1747

令和7年度 歯科（診療所）の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所
川-40308	令和8年1月1日	斎藤歯科医院 川崎区昭和1-3-7
川-40271	令和7年12月27日	岡本歯科医院 中原区木月1-29-29

令和7年度 医科（訪問看護）の部 廃止

指定番号	廃止 年月日	名称 開設の場所
川-9267	令和8年1月25日	東門前訪問看護ステーション 川崎区東門前3-8-30 ラ・ポルトネ・エスト1F

